

名簿登載期間更新制度の利用希望調査

校種及び職種 ()
受 審 番 号 ()
氏 名 ()

名簿登載期間更新制度の利用について、次の要領を熟読の上、1・2のいずれかに○印を記入し、第2次審査受審時に提出してください。

1 () 本制度の利用を希望します。

2 () 本制度の利用を希望しません。

(注) 制度利用を検討している方は、必ず上記1を選択すること。

【 採用候補者の名簿登載期間更新制度 】

令和8年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査(小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭)において採用候補者名簿(A)に登載(登載期間は1年間)された者のうち、次の(1)・(2)の場合に限り、名簿登載期間の更新申請を行うことにより、名簿登載期間を1年間延長できる。

(1) 大学院進学予定者又は大学院在籍者の場合

国内の大学院進学予定者又は大学院に在籍する者が、本制度を希望する場合は、次の①及び②の手続きを行わなければならない。

①この希望調査用紙により、希望する旨を事前に申し出ること。

②採用候補者名簿(A)に登載された後、指定する日までに正式な申請手続きを行うこと。

(注) 1 大学院とは、標準修業年限2年以下の修士課程(博士課程前期を含む)及び専門職学位課程(3年間の長期履修学生制度を含む)とする。ただし、専ら夜間において教育を行う課程や通信教育を行う課程は除く。

2 任用にあたっては、出願している校種・教科等に関する専修免許状の取得、又は大学院修了を条件とする。

3 名簿登載期間更新の可否については、個人面接の上で決定する。

4 更新できる回数は、大学院進学予定者は2回まで、大学院に在籍する者は1回とする。ただし、長期履修学生制度については、進学予定者は3回まで、在籍者は2回までとする。

(2) その他教育委員会が必要と認める場合

特別な事情により令和8年度の勤務が困難であり、徳島県教育委員会が特に必要と認める場合は、名簿登載期間を延長することができる。その場合、次の①及び②の手続きを行わなければならない。

① 採用候補者名簿(A)に登載された後、徳島県教育委員会にその旨を申し出ること。

② 指定する日までに正式な申請手続きを行うこと。